小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１８７号

東京都練馬区春日町４―35―11
再生債務者　原田　吉明
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第２５８号

埼玉県入間郡三芳町大字北永井681―66
再生債務者　川尻　純一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第６号

静岡市清水区村松原１丁目４番10号　チェリス清水318
再生債務者　小野澤　進
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月８日から平成26年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第３号

長野県松本市宮田19番２号
再生債務者　小山　保
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月３日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月17日から平成26年12月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（再ロ）第６号

北海道旭川市北門町12丁目2931番地の34　シルフィ101号室
再生債務者　辻村　健
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月４日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月18日から平成26年12月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第２号

香川県高松市林町2525番地16　グリーンハイツサコ105
再生債務者　三笠　和明
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時40分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月４日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月18日から平成27年１月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（再ロ）第３８号

大阪府大東市三箇２丁目１番21号
再生債務者　石堂　広志
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月15日から平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第４号

千葉県印西市西の原３丁目９番地２棟103号
再生債務者　平澤　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年11月20日まで
平成26年10月30日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再ロ）第２号

佐賀県鳥栖市今泉町2632番地７
再生債務者　北野　一政
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年11月26日まで
平成26年11月５日
佐賀地方裁判所民事部破産係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年十一月十四日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十八日
掲載貢　四十七貢（号外第一一六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十八日
掲載貢　四十七貢（号外第一一六号）

平成二十六年十一月十四日
福島県本宮市荒井字惠向一一一一番地一六
（甲）株式会社青木食品
代表取締役　植平　明成
東京都港区港南五丁目一番三〇号
（乙）青木食品販売株式会社
代表取締役　植平　明成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年十二月三日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月一日
掲載貢　一四二貢（号外第七十四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月一日
掲載貢　一一九貢（号外第七十四号）

平成二十六年十一月十四日
千葉県印西市中央南二丁目三番地一
（甲）株式会社Ｃ・Ｈ
代表取締役　早川　Ｂ・Ｈ
埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目二三和宏
一番地
（乙）株式会社Ｇ Ｉ Ｆ Ｔ
代表取締役　早川　朋宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙の乙一乃至乙の乙二十六の権利義務は、計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十一月十四日
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
（甲）プロジス・パーク横浜鶴見合同会社
代表社員　プロジスＧＫホールディングス有限会社
職務執行者　田所　広有
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
（乙一）プロジス・パーク大阪２有限会社
取締役　田所　広有
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
（乙二）プロジス・パーク舞洲３有限会社
取締役　田所　広有
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
（乙三）プロジス・パーク市川有限会社
取締役　田所　広有
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
（乙四）プロジス・パーク兵庫川西有限会社
取締役　田所　広有
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
（乙五）プロジス・パーク川島有限会社
取締役　田所　広有
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
（乙六）プロジス・パーク習志野４有限会社
取締役　田所　広有